

◎新潟県訓令第5号

部 局
事 務 所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年3月新潟県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。</p> <p>（略）</p> <p>内水面水産試験場魚沼支場</p> <p><u>新発田地域振興局県税部村上収税課</u></p> <p><u>新潟地域振興局県税部新津収税課</u></p> <p><u>長岡地域振興局県税部柏崎収税課</u></p> <p>〃 〃 小千谷分室</p> <p><u>南魚沼地域振興局県税部十日町収税課</u></p> <p><u>上越地域振興局県税部糸魚川収税課</u></p> <p>（略）</p>	<p>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。</p> <p>（略）</p> <p>内水面水産試験場魚沼支場</p> <p><u>長岡地域振興局県税部小千谷分室</u></p> <p>（略）</p>